

目次

第1章 総則(第1条～第6条)

第2章 安全管理体制

第1節 総括安全責任者等(第7条～第10条)

第2節 安全関係者会議(第11条～第13条)

第3章 安全管理業務

第1節 安全教育(第14条)

第2節 安全巡視等(第15条～第19条)

第4章 記録および報告等(第20条・第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、鯖江・丹生消防組合における消防の職場および職員の安全管理に必要な事項を定め、公務災害の防止および軽減を図り、もって安全な消防業務の推進に寄与することを目的とする。

(総括安全責任者の責務)

第2条 総括安全責任者は、職場および職員の安全管理について総括し、職場および職員の安全の維持向上に努めなければならない。

(所属長の責務)

第3条 所属長(消防本部にあつては総務課長、消防署にあつては署長をいう。以下同じ。)は、職場および職員の安全管理の責任者として、職員の公務災害の防止および軽減を図り、職場および職員の安全の維持向上に努めなければならない。

(安全責任者の責務)

第4条 安全責任者は、職場および職員の安全管理の推進者として、この規程の定めるところに従い、誠実に職務を遂行しなければならない。

(指揮者の責務)

第5条 訓練時および警防活動時等の指揮者は、常に職員の活動状況等を的確に把握し、安全管理に努めなければならない。

(職員の責務)

第6条 職員は、常に安全に関し自己管理に努めるとともに、総括安全責任者、所属長および安全責任者が、この規程に基づいて実施する安全管理上の措置に従わなければならない。

2 職員は、訓練時および警防活動時等においては、指揮者が行う訓練および警防活動等に必要な指示に従うほか、安全管理上の指示に従わなければならない。

第2章 安全管理体制

第1節 総括安全責任者等

(総括安全責任者)

第7条 消防本部に総括安全責任者を置く。

2 総括安全責任者は、消防本部次長をもつて充てる。

3 総括安全責任者は、職場および職員の安全管理に関する事務を総括するとともに、所属長、安全責任者その他安全管理に関係ある者を監督指導する。

(安全責任者)

第8条 消防本部および消防署に安全責任者を置く。

2 安全責任者は、消防本部にあつては総務課長、消防署にあつては副署長をもつて充てる。

3 安全責任者は、次の各号に掲げる事務を掌理する。

- (1) 危険防止に関すること。
- (2) 安全教育に関すること。
- (3) 公務災害の原因調査および再発防止対策に関すること。
- (4) 庁舎、訓練施設等の安全巡視に関すること。
- (5) 安全管理に関する記録等の整備に関すること。
- (6) その他安全管理に関すること。

4 安全責任者は、前項各号に定める事務に関し、必要に応じ所属長に対し、改善措置等について意見を具申しなければならない。

5 所属長は、安全責任者を選任したときは、当該安全責任者の氏名を職場の見やすい箇所に掲示する等により関係職員に周知させなければならない。

(安全担当者)

第9条 所属長は、安全責任者の事務を補助させるため、必要に応じ安全担当者を選任することができる。

2 安全担当者は、安全責任者の指示を受け安全に関する事務を誠実に行わなければならない。

(安全責任者等に対する教育等)

第9条の2 所属長は安全の水準の向上を図るため、総括安全責任者、安全責任者および安全担当者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、またはこれらを受ける機会を与えるよう務めなければならない。

(訓練時の安全管理体制)

第10条 訓練時の安全管理に関する事項については、別に定める「鯖江・丹生消防組合消防訓練時安全管理要綱」によるものとする。

第2節 安全関係者会議

(安全関係者会議)

第11条 総括安全責任者は、職場および職員の安全管理に関し必要と認めたときは、安全関係者会議を開催することができる。

2 安全関係者会議は、次の各号に掲げる安全管理に関する事項を調査審議する。

- (1) 危険防止に関すること。
- (2) 安全管理の指導および教育に関すること。
- (3) 訓練施設、消防資器材等の整備に関すること。
- (4) 公務災害の原因調査および再発防止対策に関すること。
- (5) その他職員の安全確保に関すること。

(安全関係者会議の構成等)

第12条 安全関係者会議は、次の各号に定める委員をもつて構成する。

- (1) 総括安全責任者
- (2) 安全責任者
- (3) 安全担当者
- (4) その他職員のうちから消防長が指名する者

2 総括安全責任者は、特に必要と認める場合は、関係ある職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(安全関係者会議の事務局)

第13条 安全関係者会議の事務局は、消防本部総務課内に置く。

第3章 安全管理業務

第1節 安全教育

(一般教育)

第14条 所属長は、職員の安全管理に関する意識の高揚を図るため、あらかじめ定める教育計画に基づき安全管理に関する教育を実施しなければならない。

第2節 安全巡視等

(総括安全責任者巡視)

第15条 総括安全責任者は、定期に庁舎、訓練施設等を巡視し、安全管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(安全責任者巡視)

第16条 安全責任者は、定期に庁舎、訓練施設等を巡視し、職員の安全管理上改善すべき事項があるときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(安全担当者巡視)

第17条 安全担当者は、必要に応じ庁舎、訓練施設等を巡視し、安全管理上改善すべき事項があるときは、安全責任者に報告をしなければならない。

2 安全責任者は、前項の報告を受けた場合は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(庁舎、訓練施設等の整備等)

第18条 所属長は、常に安全管理に配慮し、庁舎、訓練施設等の整備に努めるとともに必要に応じ安全管理措置を講じなければならない。

(消防資器材の点検整備)

第19条 職員は、常に消防車両および消防資器材を点検、整備し、異常が認められた場合は、速やかに所属長に報告しなければならない。

第4章 記録および報告等

(各種記録および報告)

第20条 安全責任者は、次の各号に掲げる安全管理に関する記録を整備し、所属長に報告するとともに、必要に応じて消防長に報告をしなければならない。

- (1) 安全関係者会議記録
- (2) 安全教育実施記録

- (3) 安全巡視等の結果記録
 - (4) その他安全管理上必要な記録
- (補則)

第21条 この規程を実施するにあたり、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、昭和60年5月1日から施行する。

附 則(平成2年消防本部訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。